

貸付事業に関わる未収金回収業務委託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点
1 業務実施計画	①業務実施のフロー、実施スケジュールが明確かつ現実的なものとなっているか。	5点
2 業務運営体制	①業務が円滑に遂行可能な人員が配置がされているか。業務管理者及び統括責任者が選任されているか。また、業務の管理体制は適正か。	5点
	②業務に従事する者は、業務を遂行する上で、必要な能力（経験、知見、成果及び資格等）を有しているか。	5点
	③個人情報保護及び秘密保持等のための取組は適切か。	10点
3 業務実施内容	①未収金の納付勧奨等について、具体的な実施方法がしめされているか。また、文書発送や架電等の時期及び回数は適切か。	20点
	②効率的な納付勧奨等が可能なよう工夫されているか。	15点
	③債務者等からの苦情やトラブルへの対応（未然防止策、対応方法等）が整備されているか。また、その内容は適切か。	10点
	④居所不明調査及び相続関連調査の手法は適切か。また、報告内容は充実しているか。	10点
4 債権回収業務の受託実績	・他の都道府県社会福祉協議会での債権回収業務の受託した実績。また、十分な成果（回収率）を挙げているか。	10点
5 経費見積	・提案された着手金及び成功報酬率、回収率は妥当か。	10点
合計		100点

・審査項目1～5までの採点は、提案内容の評価結果により下表の5段階で行うものとする。

・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として選定しない。

・提案者が1者の場合、審査基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められた者については、当該提案者を受託者として選定することとする。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として選定しない。

審査（評価）	配点
優れている	20点（10点）（5点）
やや優れている	16点（8点）（4点）
普通	12点（6点）（3点）
やや劣っている	8点（4点）（2点）
劣っている	4点（2点）（1点）